

愛媛県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録要綱

1 目的

本要綱は、「介護支援専門員実務研修実施要綱」（平成26年7月4日付け老発0704第2号厚生労働省老健局長通知）に準じて行う一連のケアマネジメントプロセスの見学実習（以下「見学実習」という。）において、愛媛県（以下「県」という。）が、実習受入協力事業所（以下「協力事業所」）の登録の取扱いを定めることを目的とする。

2 協力事業所登録の要件

協力事業所は、県又は市町が実施する指導監督において、改善勧告を受けたことがない事業所とし、次のいずれかの条件を満たすものとする。

- (1) 特定事業所加算を取得している事業所（取得予定を含む）
- (2) 特定事業所加算を取得している事業所がない市町に所在する主任介護支援専門員が在籍している事業所又は地域包括支援センター
- (3) 上記のほか、県又は市町が適当と認める事業所又は地域包括支援センター

3 協力事業所の責務

協力事業所は、県から実習受入依頼があった場合は、原則受け入れることとする。

4 協力事業所の登録方法

- (1) 協力事業所は、愛媛県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書（様式第1号）により県に登録を申請する。
- (2) 県は、協力事業所の要件を確認し、愛媛県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録承認（不承認）通知書（様式第2号）により登録の可否を協力事業所に通知する。

5 登録の変更

- (1) 県は、実務研修の実施にあたり、協力事業所に実習受入協力を依頼するとともに、協力事業所の登録内容を確認する。
- (2) 協力事業所は、登録決定した内容を変更している場合、愛媛県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所変更登録変更届（様式第3号）を県に提出する。
- (3) 県は、協力事業所の変更内容を確認し、愛媛県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録変更受理通知書（様式第4号）により協力事業所に通知する。

6 登録の取下げ

- (1) 協力事業所は、協力事業所の要件を満たしていない場合、愛媛県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取下届（様式第5号）を県に提出する。
- (2) 県は、愛媛県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取下受理通知書（様式第6号）により協力事業所に通知する。

7 登録の取消し

県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、協力事業所の登録を取り消すことができるものとし、愛媛県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取消通知書（様

式第7号)により通知するものとする。

(1) 申請に虚偽があった場合

(2) 登録要件を満たさなくなったことが明らかになった場合

8 登録内容の提供

県は、介護支援専門員実務研修の運営に資するため、協力事業所の登録内容を、市町及び愛媛県介護支援専門員研修指定実施機関である社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会に提供する。

附 則

この要綱は平成28年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年12月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和元年8月23日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にある改正前の要綱の規定による書類の様式は、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は令和2年9月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和3年3月30日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にある改正前の要綱の規定による書類の様式は、当分の間、使用することができる。